

法人向け保険の課税上の取扱いに係る 法人税基本通達等の改正について

春畑税理士事務所
所長:春畑匠美

国税庁は、加熱する節税目的の保険に歯止めをかけるため、2019年4月11日、改正基本通達等案に対する意見公募を行い、その後、同年6月28日に新しい通達(改正通達)を発遣しました。今回は法人向け保険の課税上の取扱いについてお話をさせていただきます。

1. 改正のポイント

各保険の実態に応じた取扱いとなるよう資産計上ルールが見直され、定期保険及び第三分野保険(医療保険、がん保険など生命保険と損害保険の間に位置する保険)の保険料に関する取扱いを統一することを目的として、返戻率に応じて損金として計上できる額が定められました。

2. 改正後の取扱い (2019年7月8日以後の契約から適用)

- ①定期保険等の保険料に相当多額の前払部分を含まない場合
期間の経過に応じて損金算入
- ②定期保険等の保険料に相当多額の前払部分が含まれる場合
 - 【1】保険期間が3年未満又は最高解約返戻率が50%以下……①と同じ
 - 【2】保険期間が3年以上で、最高解約返戻率が50%超……次ページの表による

ただし、①のうち解約返戻金相当額のない短期払の定期保険等で当該事業年度に支払った保険料の額及び②のうち最高解約返戻率が70%以下の定期保険等で年換算保険料相当額が30万円以下(一被保険者につき2以上同様の保険に加入している場合にはそれぞれの合計額)である場合は、支払った事業年度の損金とすることができます(2019年10月8日以後の契約

から適用)。

また、特定の使用人等のみを被保険者としている場合には当該使用人等の給与となることは従来のとおりです。

3. 養老保険

従来の取扱いから変更はありません。

4. チェック

- I 解約返戻金が契約時点では定まらない変額定期保険等は、保険会社から契約時に示された予定利率に基づく解約返戻金相当額を用いて差し支えありません。
- II 保険期間が終身である第三分野保険については、保険期間の開始の日から被保険者の年齢が116歳に達する日までを、計算上の保険期間とします。

まとめ

過去に加入した保険に関しては、改正後の取扱いは適用されません。今後、保険を用いた節税は少なくなると考えられます。加入される際に必要な保障だけを選択できるようになるという意味では、保険の位置づけを考え直すきっかけになりそうです。こうした保険は会社の業況に応じて合理的に利用できれば良いと思います。

詳しくは、税理士等へ相談されるとよいでしょう。

表) 法人向け保険の損金算入額

◆最高解約返戻率 85%超

	期間	損金算入額
I	保険期間開始の日から、最高解約返戻率となる期間の終了の日まで(最高解約返戻率を過ぎた各期間において、各期間と直前の期間の解約返戻金の差額が年換算保険料の70%超となる場合は、その期間の終了の日まで) (注)上記の期間が5年未満となる場合は5年(保険期間が10年未満の場合には保険期間の100分の50相当)を経過する日まで	(1) 保険期間開始の日から10年を経過するまで 当期支払保険料の額×(最高解約返戻率×10/100) (2) (1)の期間経過後 当期支払保険料の額×(最高解約返戻率×30/100)
II	最高解約返戻率となった期間終了から、解約返戻金相当額が最も高い金額となる期間まで	当期支払保険料の額×100%
III	解約返戻金相当額が最も高い金額となる期間経過後から保険期間終了の日まで(ただし資産計上期間がこの表の(注)によっている場合には当該(注)の期間経過後から保険期間終了の日まで)	当期支払保険料の額×100% + 資産計上累積額を取崩期間に応じて均等に取り崩した金額

◆最高解約返戻率 70%超、85%以下

	期間	損金算入額
I	保険期間開始の日から、100分の40相当期間を経過する日まで	当期支払保険料の額×40%
II	保険期間の100分の40相当を経過した日から100分の75相当を経過する日まで	当期支払保険料の額×100%
III	保険期間の100分の75相当経過後から保険期間終了の日まで	当期支払保険料の額×100% + 資産計上累積額を取崩期間に応じて均等に取り崩した金額

◆最高解約返戻率 50%超、70%以下

	期間	損金算入額
I	保険期間開始の日から、100分の40相当期間を経過する日まで	当期支払保険料の額×60%
II	保険期間の100分の40相当を経過した日から100分の75相当を経過する日まで	当期支払保険料の額×100%
III	保険期間の100分の75相当経過後から保険期間終了の日まで	当期支払保険料の額×100% + 資産計上累積額を取崩期間に応じて均等に取り崩した金額

●執筆:春畑税理士事務所 (監査一課 藤田 知良)

▽所長 春畑匠美、平成元年九州北部税理士会登録/TKC全国会・医業会計システム研究会・社会福祉法人研究会・公益法人研究会所属/
MMPG・日本医業経営コンサルタント協会会員/関連会社:TACコンサルタンツ株式会社・福岡給与計算センター有限公司

▽医療福祉経営における「税務会計労務」の分野についてトータルで支援する総合事務所 〒811-1311 福岡市南区横手1丁目13-2 TEL 092-585-6865 FAX 092-585-6805